

2022 年 2 月 14 日 全 6 頁

配当総合課税の対象者が広範に規定される

2022 年度税制改正の大口株主の定義改正、法案により詳細が明らかに

金融調査部 主任研究員 是枝俊悟

[要約]

- 与党が決定した「令和 4 年度税制改正大綱」（大綱）をもとに、政府は 2022 年度の税制改正法案を起草し、2022 年 1 月 25 日に国会に提出した。大綱では、2023 年 10 月から「大口株主」の定義を改正するとしており、制度改正の詳細が法案により明らかになってきた。
- 現行法上、上場企業の 3%以上の株式を保有する「大口株主」については、源泉徴収税率が（20.315%ではなく）20.42%となり、かつ、（申告不要や申告分離課税は適用できず）確定申告と総合課税の適用を求める特例が設けられている。このうち、法案では、確定申告における「大口株主」の定義のみを改正する一方、実務に配慮して源泉徴収における「大口株主」の定義は現状を維持するとしている。
- 法案では、確定申告して総合課税の適用を求めるか否かの判定においては、個人保有分の株式に資産管理会社を通じた間接保有分も加算して「3%以上」であるか否かを判定するものとしている。間接保有分の計算にあたっては、親族等の複数人が資産管理会社の株式を保有している場合であっても、個々の保有割合は考慮されず、当該資産管理会社の株主である親族等の全員につき、資産管理会社が保有する上場株式の全株分を個人保有されているものとみなすものとしている。法案では新たに総合課税の対象とする大口株主の定義を広範に規定している。

法案の国会提出

自由民主党・公明党は、2021 年 12 月 10 日、「令和 4 年度税制改正大綱」（以下、大綱）¹を公表した。その後、政府において大綱をもとに 2022 年度税制改正法案（正式名称は、「所得税法等の一部を改正する法律案」。以下、法案）が起草され、2022 年 1 月 25 日に国会に提出された。

大綱では、2023 年 10 月 1 日以後に支払われるべき配当等より、「大口株主」の定義を改正し資産管理会社を経由する分も含めて間接的に上場企業の株式を 3%以上保有する者についても、配当所得を総合課税とするとしていた。法案により、「大口株主」の定義改正に係る詳細が明らかになってきた。

¹ https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/202382_1.pdf

現行の「大口株主」の定義と改正案の概要

個人が受け取る上場株式等の配当所得は原則として、税率 20.315%（所得税・復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の源泉徴収が行われた後、申告不要とすることができる。

ただし大口株主が受け取る上場株式等の配当所得は「事業参加的側面が強いことを勘案し」²、課税上異なる特例が定められている。すなわち、源泉徴収段階では税率が 20.42%（所得税・復興特別所得税 20.42%）となり、大口株主以外が受け取る配当と区別され、個人の確定申告の段階では申告不要制度および申告分離課税を適用せず総合課税により課税（所得税・復興特別所得税は最大 45.945%の累進税率、住民税 10%）することとされている。

図表 1 大口株主に係る課税の特例の概要（と改正案）

	条文 (租税特別 措置法)	大口株主に係る課税の特例	大口株主の定義	
			現行法	改正案
確定申告	8条の4	上場株式の配当は原則申告分離課税を適用できるが、大口株主は適用不可	個人保有分で 3%以上	個人保有分 +間接保有分 で3%以上
	8条の5	上場株式の配当は原則申告不要とできるが、大口株主は適用不可		
		大口株主は申告分離課税も申告不要も適用できないので、所得税法22条等の規定に従い、確定申告必要・総合課税となる		
源泉徴収	9条の3	発行会社が上場株式の配当に対して源泉徴収する際、その税率は原則20.315%（所得税・復興特別所得税15.315%、住民税5%）だが、大口株主は20.42%（所得税・復興特別所得税20.42%）	個人保有分で 3%以上	改正なし （「個人保有分 で3%以上」の まま）
	9条の3の2	支払の取扱者（証券会社等）が上場株式の配当に対する源泉徴収を行う際の規定（税率は同上）		

（出所）現行法令・法案をもとに大和総研作成

現行法では、配当等の基準日時点で発行済株式総数の 3%以上の株式を直接保有する者を「大口株主」としている。

法案では、個人の確定申告に係る規定については、個人の直接保有分に加え、資産管理会社等による間接保有分も加えて 3%以上であれば「大口株主」として扱われ、確定申告が必要となり、かつ、総合課税が適用されるものとしている。

他方、源泉徴収の規定においては、現行の「大口株主」の定義を維持し、資産管理会社等の間接保有分は考慮せず、個人の直接保有分のみをもって「大口株主」か否かを判定し源泉徴収すればよいこととされている。

² 財団法人大蔵財務協会・編『改正税法のすべて(平成 23 年版)』、2011 年、p. 100

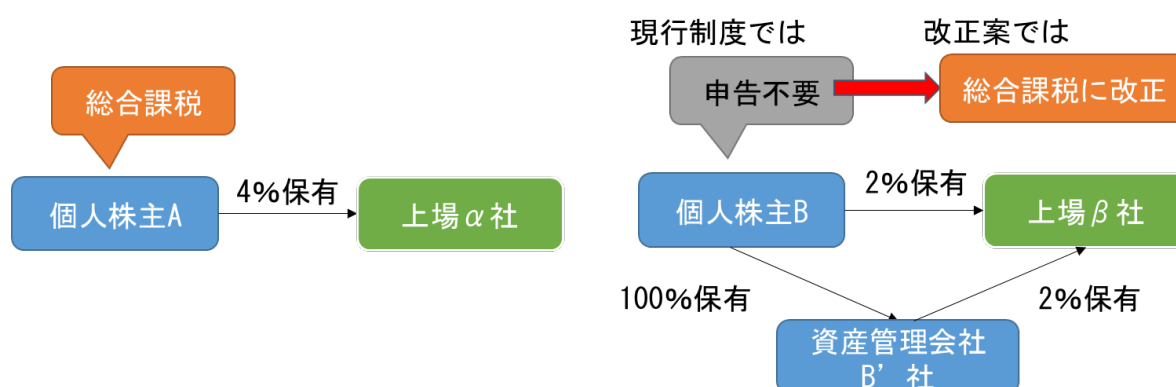
発行会社等においては、資産管理会社等が保有している株式の最終的な所有者が誰かを把握することが困難であるため、実務に配慮して、源泉徴収の規定においては発行会社等として把握できる直接の保有分のみで「大口株主」を判定すればよいこととされたものと考えられる。

会計検査院の問題意識

大口株主の定義改正の背景には、現行法の直接保有分のみを考慮して大口株主か否かを判定する規定について、同様の事業参加性を持つ個人株主同士で課税の公平性が保たれないものとなっていることを会計検査院が問題視していたことが挙げられる。

例えば、次の図表 2 の通り、現行制度では個人株主 A が上場 α 社の株式を 4% 直接保有する場合は総合課税が適用されるが、個人株主 B が上場 β 社の株式を 2% 直接保有し、もう 2% は個人株主 B が 100% 株式を保有する資産管理会社 B' 社を経由して保有し、計 4% 保有する場合は、個人株主 B に直接支払われる分の配当については申告不要制度を適用できる³。

図表 2 個人株主への課税の例（と改正案）



（出所）現行法令・大綱・法案をもとに大和総研作成

会計検査院は、令和 2 年度決算検査報告において、図表 1 の個人株主 B の例のように、上場企業の個人株主のうち直接保有分は 3% 未満だが「議決権の過半数を保有して支配している法人を通じるなどして持株割合が実質的に 3% 以上となっている個人株主」（以下、間接大口株主）の課税実態につき検査を行った。その結果、平成 30 年分・令和元年分で純計 122 人の間接大口株主が確認され、これらの間接大口株主に支払われた配当は総額で約 66 億 6,973 万円であった。間接大口株主が申告不要で納付していた所得税につき、もし総合課税で納付すると仮定したら、現状と比べて合計約 13 億 4,880 万円の税額（国税分）の追加の納税が生じるとして、個人で直接 3% 以上の株式を保有する「大口の個人株主との間での課税の公平性が保たれていない状況となっている」と思料される」と指摘していた。

³ 資産管理会社 B' 社に支払われる分の配当については法人税の課税対象となる（法人税の確定申告が必要）。

法案による「間接保有分を考慮した保有割合」の判定方法

もともと、法案では、会計検査院の指摘より広範に総合課税の対象となる「大口株主」の範囲を定めるものとなっている。

具体的には、上場株式等の配当のうち「個人」と「その個人が同族株主となる同族会社」⁴が保有する株式等の持株割合が合計 3%以上となる場合において、その「個人」への支払分の配当につき、申告分離課税を適用せず総合課税を適用すると規定している。

「同族会社」とは、少数の近親者等により支配されている会社のことである。具体的には、会社の株主のうち民法上の親族関係（配偶者、6 親等内の血族、3 親等内の姻族）にある者や生計を同一にしている者などを 1 グループとして考える。また、そのグループが支配している法人があるときはその法人についても同一グループとして考える。こうしてまとめられた株主グループのうち上位 3 グループ以内で株式の過半数を占めている会社が「同族会社」となる。

資産管理会社は親族関係にある者同士の円滑な資産継承を目的として設置されることがほとんどであるものと考えられるため、創業者等の上場株式を保有するほとんどの資産管理会社はこの法案の定義における同族会社に該当し、当該同族会社のほとんどの株主は同族株主になるものと考えられる。

法案では、この同族株主に該当する全員に対し、当該同族会社株式の株式保有割合に関わらず、当該同族会社が保有する上場株式の全株を、個人が直接保有しているものとみなして、保有割合が 3%以上か否かを判定するとしている。

3 ページで前述の通り、会計検査院は、同族会社の過半数の株式を持っている者のみを調査し、上場企業の個人株主のうち直接保有分は 3%未満だが「議決権の過半数を保有して支配している法人を通じるなどして持株割合が実質的に 3%以上となっている個人株主」が 122 人であるとしていた。しかし、法案では、間接保有分の加算対象となる株主を広範に規定しているため、制度改正の影響を受ける株主数はその数倍以上、数百人以上の規模に広がるものと考えられる。

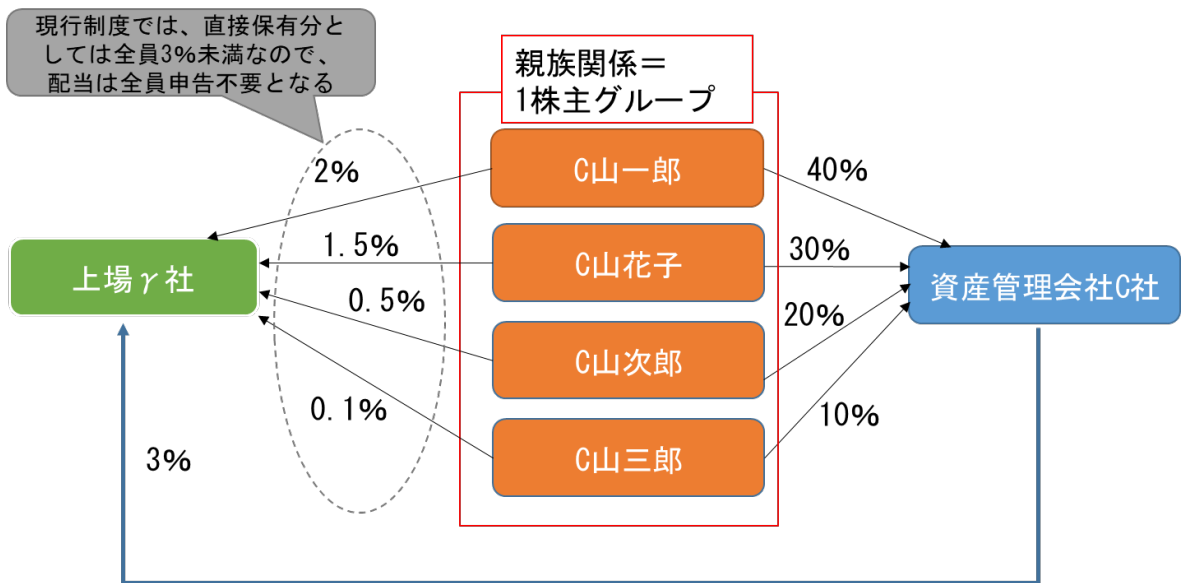
設例による検討

改正の影響につき、上場会社 Y 社の創業者一族がその株式を、個人の直接保有分に加えて、資産管理会社 C 社を通じて保有している次の図表 3 の例をもとに検討する。

現行制度においては、図表 3 の例では、創業者一族の 4 人（C 山一郎、C 山花子、C 山次郎、C 山三郎）は、いずれも個人としての上場 Y 社の株式の保有割合が 3%未満であるので、4 人が上場 Y 社から受け取る配当はいずれも申告不要とすることができる。4 人は、上場 Y 社の株式を 3%保有する資産管理会社 C 社の株主であるが、現行制度では間接保有分は考慮されない。

⁴ 正確には、当該個人を「判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社に該当することとなる法人」

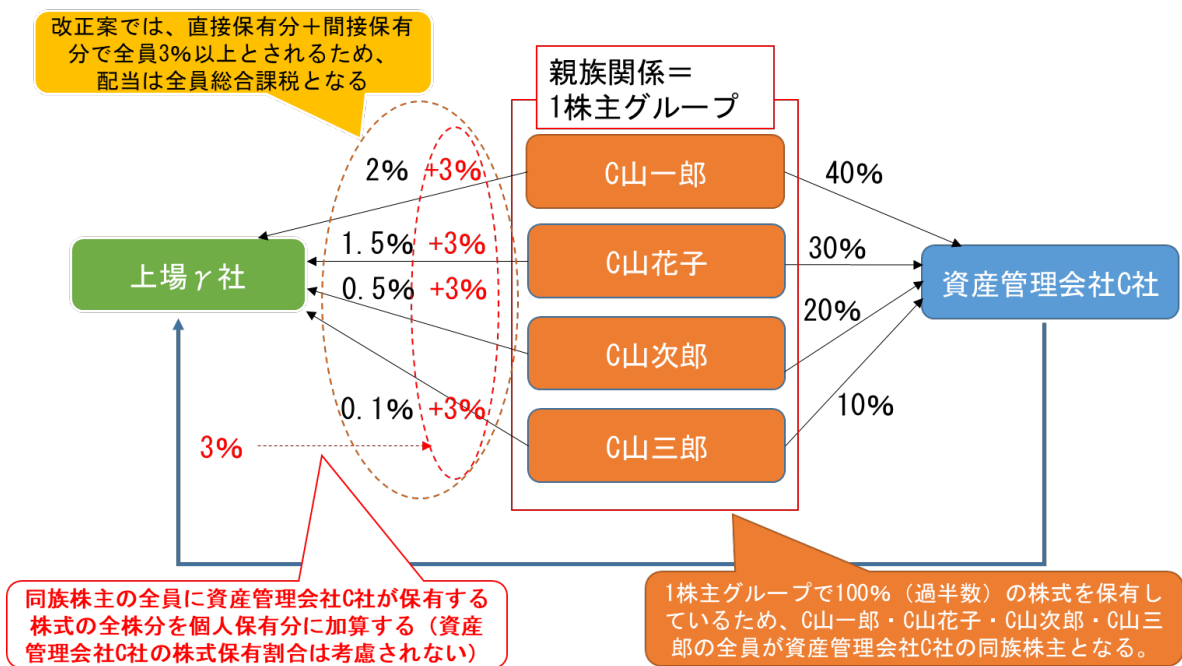
図表 3 資産管理会社の株主が複数人の場合の課税の例（現行制度）



（出所）現行法令をもとに大和総研作成

同じ例を法案による改正後の制度にあてはめたものが次の図表 4 である。改正後の制度においては、創業者一族の 4 人（C 山一郎、C 山花子、C 山次郎、C 山三郎）は、いずれも個人分と間接保有分を合わせた上場γ社の株式の保有割合が 3%以上とされるため、4 人が上場γ社から受け取る配当はいずれも総合課税となる。

図表 4 資産管理会社の株主が複数人の場合の課税の例（改正案）



（出所）現行法令・大綱・法案をもとに大和総研作成

資産管理会社 C 社は親族関係にある 4 人、すなわち 1 株主グループによって 100%（過半数）の株式が保有されているため、「同族会社」となり、C 山一郎、C 山花子、C 山次郎、C 山三郎の 4 人はいずれも資産管理会社 C 社の同族株主となる。

法案では、資産管理会社 C 社が保有する上場 Y 社株式の全株分を 4 人それぞれの個人保有分に加算するとしている。C 山三郎は、直接は上場 Y 社の株式を 0.1%しか保有していないが、資産管理会社 C 社経由の保有分として 3%が加算されるため、株式保有割合は 3.1%とみなされ、直接保有分の上場 Y 社からの配当は総合課税となる。

もし仮に、資産管理会社 C 社が保有する上場 Y 社の株式を資産管理会社 C 社の株式保有割合に応じて按分して考えるならば、C 山三郎は実質的には上場 Y 社の株式を 0.4%（ $=0.1\%+3\%\times 10\%$ ）保有しているにすぎないともいえるが、法案はこのような按分計算を行うものとはなっていない。

今後の展望

法案は現在、国会で審議が行われており、例年通りであれば 3 月末までに可決・成立する見込みである。法案では、大口株主の定義改正につき 2023 年 10 月 1 日以後に支払われるべき配当等より施行するとしている。

法案の内容通り施行された場合、上場企業の創業者一族等においては、株式の保有や資産承継のあり方につきタックスプランニングを踏まえた見直しが行われることも考えられる。例えば、前述の上場 Y 社の事例では、実質的には上場 Y 社の株式を 0.4%保有しているにすぎないともいえる C 山三郎も配当が総合課税とされることになる。所得税負担のことだけを考えれば、資産管理会社 C 社を経由せず、C 山三郎が上場 Y 社の株式を直接 0.4%保有する方が（税率 20.315%の源泉徴収のみで済ませることができ）税負担が軽くなる。

むろん、資産管理会社から個人に株式を譲渡する際には、議決権行使に係るプロセスが変わることや、資産管理会社に譲渡益課税（法人税）が生じること、インサイダー規制に該当しないように考慮する必要があること、相続が発生した際の相続税の扱いが変わってくることなど、所得税以外にも考慮すべき事項はある。このため一概にいえるものではないが、税制改正を契機に創業者一族やその資産管理会社が株式を売却する可能性も考えられる。

【以上】